

事務連絡
令和元年9月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の一部訂正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）について、別添のとおり一部訂正がありましたので、その取扱いについて関係者に周知願います。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

読み替え後	読み替え前
<p data-bbox="322 403 855 501">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="161 544 1117 882">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p data-bbox="161 890 1117 954">今般、当該施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p data-bbox="622 995 654 1023">記</p> <p data-bbox="161 1064 1111 1128">1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="190 1136 1117 1406">(1)特例関係通知による研修修了証の写し又は届出書の提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。</p>	<p data-bbox="1301 403 1834 501">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 544 2101 882">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p data-bbox="1144 890 2101 954">今般、当該施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p data-bbox="1603 995 1635 1023">記</p> <p data-bbox="1144 1064 2092 1128">1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="1173 1136 2101 1437">(1)特例関係通知による研修修了証の写し又は届出書の提出期限までに提出がない場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止する。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを当該提出期限の翌日に中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。</p>

(2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書（以下「届出書」という。）及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、届出書を提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者及び受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、研修修了証の写しを提出しないと、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

(3) 特例関係通知で、実務研修期間証明書の写しを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止とする。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出してい

(2) 特例関係通知により、研修修了証の写しを提出期限までに提出がない場合は受領委任の取扱いを中止とするが、当該提出期限までに研修の予約申込を完了し、研修を受講する旨の届出書（以下「届出書」という。）及び研修受講の予約完了が確認できる書類を添付し提出した場合は、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出するまでの間、受領委任の取扱いの中止を延期するものとする。

また、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを辞退した者についても中止相当とするが、届出書を提出期限までに提出すれば、中止相当としないこととする。

これらの場合であっても、受領委任の取扱いを行う施術管理者、この者を監督する開設者、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、研修修了証の写しを提出しないと、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

(3) 特例関係通知で、実務研修期間証明書の写しを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者及びこの者を監督する開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止とする。また、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者及びこの者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から中止相当とする。なお、受領委任の取扱いを中止後又は中止相当とした後、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け保発0802第4号）に定める期間を経過しないときには、再登録又は再承諾を認めない。

2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出してい

ない者である場合を除く)、提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了証の写しの提出勸奨を行うこととする。

なお、提出勸奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の提出期限 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

4 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。

ない者である場合を除く)、提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了証の写しの提出勸奨を行うこととする。

なお、提出勸奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の提出期限 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

4 中止又は中止相当については、別紙様式5及び6を厚生労働省保険局医療課長等に、別紙様式7を中止又は中止相当とする者に送付することとする。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式1-2関係)

読み替え後	読み替え前
<p>別紙様式1-2 【開設者宛】</p> <p style="text-align: right;">(案)</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p style="text-align: center;">特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出した施術管理者が、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、届出書を提出した施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。</p>	<p>別紙様式1-2 【開設者宛】</p> <p style="text-align: right;">(案)</p> <p style="text-align: right;">令和元年 月 日</p> <p>各位</p> <p style="text-align: center;">特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について</p> <p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知(※)において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。</p> <p>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することとします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることとします。</p> <p>また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書(以下「届出書」という。)を提出した施術管理者が、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者を監督する開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することとします。併せて、届出書を提出した施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者を監督していた開設者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることとします。</p>

特例関係通知対象者の受領 委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修 了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修 了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日 から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることになりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】
各地方厚生（支）局
電話番号
（提出期限の確認等）

特例関係通知対象者の受領 委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修 了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修 了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日 から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者を監督する開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から）から受領委任の取扱いを中止とします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者を監督していた開設者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とします。

開設者におかれましては、特例関係通知者である施術管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることになりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）

【問い合わせ先】
各地方厚生（支）局
電話番号
（提出期限の確認等）